

現 行	改 正 後
<p>1 - 2 早期警戒制度について</p> <p>1 - 2 - 1 意義</p> <p>金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下により、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>1 - 2 - 2 収益性改善措置</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>1 - 2 早期警戒制度について</p> <p>1 - 2 - 1 意義</p> <p>(同左)</p> <p>1 - 2 - 2 収益性改善措置</p> <p>(同左)</p> <p>1 - 2 - 3 <u>信用リスク改善措置</u></p> <p><u>大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>1 - 2 - <u>3</u> 安定性改善措置</p> <p>有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>1 - 2 - <u>4</u> 資金繰り改善措置</p> <p>預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <p>1 - 2 - <u>5</u> 業務改善命令</p> <p>以上の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>1 - 2 - <u>4</u> 安定性改善措置</p> <p>(同左)</p> <p>1 - 2 - <u>5</u> 資金繰り改善措置</p> <p>(同左)</p> <p>1 - 2 - <u>6</u> 業務改善命令</p> <p>(同左)</p>

現 行	改 正 後
<p>1 - 6 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> <p>銀行に係る不祥事件、銀行に対する社会的批判その他の理由により、その業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告を求め、内容によっては法第 26 条に基づき業務改善を命ずることが必要となる。以下は、その際の着眼点を類型化して整理したものである。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（新設）</p>	<p>1 - 6 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>1 - 6 - 4 「その他の付随業務」の取扱いについて</p> <p><u>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</u></p> <p>（1）<u>銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M & Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれら業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</u></p> <p><u>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</u></p> <p>— <u>優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u></p> <p>— <u>提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p> <u>付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（事務ガイドライン１－６－２（６）を参照のこと）。</u> </p> <p> <u>（２）上記（１）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</u> </p> <p> <u>当該業務が法第10条第１項各号及び第２項各号に掲げる業務に準ずるか。</u> </p> <p> <u>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものか。</u> </p> <p> <u>当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</u> </p> <p> <u>銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</u> </p> <p> <u>（注）リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、</u> </p> <p> <u>イ 市場状況等からみて短期の売却等処分が困難で、将来の売却等を想定した一時的な運用であることが明らかであること、</u> </p> <p> <u>ロ 同不動産に対する投資等が修繕に止まること、</u> </p> <p> <u>ハ 行内の業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと、</u> </p> <p> <u>ニ 全国的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと、</u> </p> <p> <u>などの要件が満たされることについて、銀行自らが十分挙証できるよう</u> </p>

現 行	改 正 後
	<p><u>態勢整備を図る必要があることに留意すること。</u></p> <p>1 - 6 - 5 <u>銀行の事務の外部委託</u> <u>各銀行が事務の外部委託を行うに際し、以下の観点から十分な対応を行っているか。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。</u></p> <p><u>(注1) 上記における事務の外部委託とは、銀行が、その業務（信託業務を除く）を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該銀行以外（銀行法第8条に定める代理店に該当しないものを指す）に委託することをいう。</u></p> <p><u>(注2) 特に、銀行の固有業務を営むために必要な事務の外部委託については、各財務（支）局等は、業務再構築ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配意する。</u></p> <p><u>(注3) 当該外部委託が、銀行と子会社等との間で行われる場合には、事務ガイドライン1 - 9も参照のこと。</u></p> <p><u>(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む）が図られているか。</u></p> <p><u>委託契約によっても当該銀行と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該銀行自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。</u></p> <p><u>委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、銀行において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。</u></p> <p><u>委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>クレーム等について顧客から銀行への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(2) 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む)を図っているか。</u></p> <p>— <u>リスク管理</u></p> <p><u>銀行は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の銀行業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。</u></p> <p>— <u>委託先の選定</u></p> <p><u>銀行経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行いうるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。</u></p> <p>— <u>契約内容</u></p> <p><u>契約内容は、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。</u> ・ <u>委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係(必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む)。</u> ・ <u>銀行が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容。</u> ・ <u>金融当局の銀行に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取り決め。</u>

現 行	改 正 後
	<ul style="list-style-type: none"> — <u>銀行に課せられた法令上の義務等</u> 当該委託事務を銀行自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。 — <u>銀行側の管理態勢</u> 委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、銀行が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む）等の行内管理態勢が整備されているか。 — <u>情報提供</u> 委託事務の履行状況等に関し委託先から銀行への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。 — <u>監査</u> 銀行において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。 — <u>緊急対応</u> 委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、銀行業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。 — <u>グループ会社への外部委託</u> 委託契約が銀行とグループ会社との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

現 行	改 正 後
<p>1 - 6 - <u>4</u> その他</p> <p><u>(8) その他付随業務の取扱いについて</u></p> <p><u>当該業務が、法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</u></p> <p>— <u>当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。</u></p> <p>— <u>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</u></p> <p>— <u>当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</u></p> <p>— <u>銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</u></p> <p><u>(9) 保険募集について</u></p> <p>(中略)</p> <p>1 - 9 子会社等について</p> <p>(略)</p> <p>1 - 9 - 1 子会社等の業務の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2)銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、<u>銀行の業務に係る事務のうち、その業</u></p>	<p>1 - 6 - <u>6</u> その他</p> <p>(削除)</p> <p><u>(8) 保険募集について</u></p> <p>(中略)</p> <p>1 - 9 子会社等について</p> <p>(略)</p> <p>1 - 9 - 1 子会社等の業務の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2)銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、<u>事務ガイドライン1 - 6 - 5等に沿っ</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>務の基本に係ることのないものに限定されているか。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>5 . 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>5 - 3 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>5 - 3 - 1 労働金庫に関して、本事務ガイドラインの一般的事項（0 - 1、0 - 4及び0 - 5 - 1（4）を除く。）及び共通事項（1 - 1 - 2、1 - 6 - 2（3） 、（6）及び（7）、1 - 6 - 3（2） 、1 - 6 - <u>4</u>（4）、1 - 8並びに1 - 9 - 3及び1 - 9 - 4を除く。）を準用する。</p>	<p><u>て適切な対応を行っているか。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>5 . 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>5 - 3 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>5 - 3 - 1 労働金庫に関して、本事務ガイドラインの一般的事項（0 - 1、0 - 4及び0 - 5 - 1（4）を除く。）及び共通事項（1 - 1 - 2、1 - 6 - 2（3） 、（6）及び（7）、1 - 6 - 3（2） 、1 - 6 - <u>6</u>（4）、1 - 8並びに1 - 9 - 3及び1 - 9 - 4を除く。）を準用する。</p>